

阮朝ベトナム嗣徳帝治世初期の対キリスト教政策 —親キリスト教高官の阮登楷に関する分析を中心に—

牧野元紀

はじめに

1. 嗣徳帝の発した最初の禁教令について

2. 阮登楷について

むすびにかえて

はじめに

嗣徳帝 Vua Tự Đức (1829-1883) はベトナム最後の独立王朝である阮朝 Nhà Nguyễn (1802-1945) の第 4 代皇帝 (在位 1847-1883) である。その治世を通じて打ち出された諸々の政策は総じてあまり芳しい成果を得られず、フランスからの軍事面および政治経済面での介入を度々受けこととなった。すなわち、統治者としての嗣徳帝はフランスによるベトナムの侵略ひいては植民地化を招いた張本人といつても過言ではない。現代ベトナムでもその名は知られるが、かくたる理由のため人気を集める存在とは言い難い。

しかしながら、ベトナム近代史研究の金字塔、坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史』では結論部分に嗣徳帝に関する以下の人物評を確認できる。

嗣徳帝は全くチャンスに恵まれなかった。他のいかなる君主であろうとも、これほど強力な外圧に直面すれば、己れの国の独立を維持することはできなかつたかもしれない。

治世の最初から、彼は連続しておこる様々な困難に立ち向かわねばならなかつた。旱魃、イナゴ、洪水、ペストやコレラの流行といった天災で国民が大量に死んでいった。匪賊や海賊が国外からやって来て、国に入り込み、大きな損害を与えた。一方、南部ではフランス人が、スペイン人の助力も得て、攻勢にてて領土の一部を占領した。こうした状況にも拘らず、嗣徳帝は粘り強くあらゆる努力を傾けた。何よりも外交によって、その主権を保とうとする。だが成功はしなかつた¹。

30 年以上前にフランス語で刊行され、ベトナム語そして日本語で相次ぎ翻訳された名著である。本書で明らかにされた研究成果をうけて、その後の嗣徳帝に対する評価は歴史学界を中心に見直しが進んだものの、ベトナムの一般市民での認識は上述通りで今日もそれほど変わってはいない。ベトナム人の歴史観ではフランスによる植民地化の被害とそれに

¹ 坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史』(東京大学出版会、1991 年)、p.243。

対する民衆の抵抗と独立の運動こそが近現代史の最重要のテーマである。その流れに沿うならば嗣徳帝を肯定的にみるのはやはり難しいことである。

筆者は本小稿で嗣徳帝に対する歴史的評価を吟味するつもりはない。しかし、嗣徳帝とその周囲にいた高官たちからなる阮朝の中央政府が、嗣徳帝の即位から最初期において、フランスとの外交関係上最も考慮すべき対象であったベトナム国内のキリスト教（カトリック）勢力に対していかなる政治的アプローチを取っていたのかを一定程度明らかにしたい。この時期の政権側からのキリスト教勢力への処遇は、その後の治世後半期においてフランスによる相次ぐ軍事介入と植民地化の進行過程のなかで生じた諸問題を検討する際に必要な参照軸となるからである。

儒教的教養あふれる文人皇帝として從来語られてきた嗣徳帝は果たして即位当初から反フランス・反キリスト教的立場を貫いていたのであろうか。当時ベトナムの国土のほとんどを布教管轄においていたフランスのカトリック海外宣教団体である「パリ外国宣教会 les Missions Étrangères de Paris (MEP)」の所蔵する宣教師書簡²、および、阮朝の編纂した正史『大南寔録』³をひもときながら実像に迫りたい。両者はそれぞれを批判的にみる立場から作成されており、その使用には十分注意を要する。しかし、双方の観点を知るにはやはり優れた一次史料であり、双方のもたらす情報の狭間に「漏れ落ちた」人物に関するもの断片を拾いつつ繋ぎあわせることで、そのイメージをある程度描き出すことができる。

禁教令が度々出され弾圧下にあった阮朝支配下のベトナムにおいて、キリスト教勢力がなぜに命脈を保てたのか。あるいは、キリスト教勢力と非キリスト教勢力との間の対立がなぜに嗣徳治下の後半期に極限を迎えたのか。これらの問題を考えるために材料を本稿では以下に示していきたい。

第1章 嗣徳帝の発した最初の禁教令について

ベトナムのキリスト教史において嗣徳帝は弾圧者として後世に長く語り継がれてきた存在である。しかし、その即位当初は先代の紹治帝 Vua Thiệu Trị (在位 1841-1847) の基本政策を対キリスト教についても継承していたことはあまり知られていない⁴。

² パリ外国宣教会文書館所蔵文書 Archives des Missions Étrangères de Paris (AME) については巻号と頁数を明記する。

³ 『大南寔録』はベトナム阮朝が編纂した正史である。廣南阮氏時代（17世紀から18世紀）から、20世紀初頭の阮朝時代の啓定帝までの歴史が記されている。紀伝体で編纂されており、寔録（本紀）と列傳（大南列傳）から成っている。いくつかの版本が伝わっているが、慶應義塾大学に納められたもののうちその縮印版が同大学言語文化研究所より1960年代から80年代にかけて影印本として刊行された。本論文でもこちらの影印本を使用しており、参考箇所については通巻頁数を記載する。

⁴ 牧野元紀「阮朝紹治期ベトナム北部におけるキリスト教宣教をめぐる諸相：パリ外国宣教会「南トンキン代牧区」設立の背景について」学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』11号、2009年。

アヘン戦争における中国清朝の敗北をうけて、阮朝は西洋諸国に対するそれまでの「鎖国・海禁」から可能な限りの摩擦を回避する方針へと外交方針の転換を図った。フランス人をはじめとする西洋出身の宣教師に対しても捕縛後直ちに死罪を適用することはせず、国外追放に処すようになった。ベトナム史上未曾有の規模でキリスト教への弾圧を行い、数々の殉教者を生み出した先々代の明命帝 ^{ミンマン}Vua Minh Mạng (在位 1820-1841) による厳しい処断とは明確な差異がみられた。

しかし、こうした「穩便」ともいえる措置も実を結ぶことはなかった。1847年3月23日、フランス海軍東洋艦隊総司令官のセシール Jean-Baptiste Cécille 提督は配下のヴィクトリューズ Victorieuse 号 (艦長 Charles Rigault de Genouilly) とグロワール Gloire 号 (艦長 Augustin de Lapierre) を当時ベトナム最大の主要港であったダナン港に向かわせた。4月25日、彼らは到着後まもなく阮朝に対して、フランス人宣教師の釈放、キリスト教の信教と布教の自由を求めた。しかし、いずれの要求も拒否されたために、同港に停泊中であった阮朝の軍船に砲撃を加えてそのほとんどを沈没させた。同年7月4日、紹治帝はこれに対する報復措置としてフランス人の上陸禁止などの内容を含む禁教令を復活したもの⁵、その4か月後の11月4日、具体的打開策を示すことなく失意のうちに病没してしまうこととなり、その7年間の短い治世は幕を閉じた。

紹治帝の後を継いだのが嗣徳帝である。『大南寔録』をみても、パリ外国宣教会側の記録をみても、彼は対キリスト教政策において即位後の数年間目立った動きを見せていない。キリスト教にはむしろ宥和的態度をみせていた。例えば、1848年の春先にはそれまで5年から6年の間勾留されていた MEP 南トンキン代牧区 le Vicariat Apostolique du Tonkin Méridional (現在のゲアン省 Tỉnh Nghệ Anを中心とする管轄域) 所属のベトナム人司祭2名が釈放されている⁶。

嗣徳帝治世の前半期、皇帝を支える中央政府の高官の間にはキリスト教とキリスト教勢力への対処をめぐってどうやら意見の相違があったようである。以下は1848年5月18日付の南トンキン代牧司教ゴティエ Jean Gauthier (1810-1877) からパリの MEP 本部へ宛てられた書簡の抜粋である。

昨日ある官人から聞いたところによれば、スーザイ Xú doi の総督 gouverneur が宮廷に赴き、嘉隆帝がかつて我々に与えていたのと同じような宗教の自由をキリスト教徒に許すように皇帝へ請願したという。宮廷内では別の高官がキリスト教徒に宗教の自由を認めたならば王国全体がキリスト教化されてしまう恐れがあるとして反対したのだが、この総督はキリスト教が真実の教えであるのならば、王国全土がキリスト教化して何の不都合があろうかと反駁したという。この議論は王の面前で公然と行わ

⁵ AME 709 p.13.

⁶ AME 709 p.19.1.

れたものである。善良なる神が王の心を動かし、待ち望んだ平和がやってくることを期待したい⁷。

キリスト教に対して好意的なこの総督とは果たして誰なのか。気になるところだが、もう少し史料を追ってみよう。嗣徳帝政府の対キリスト教政策によく具体的動きがみられるのは、上記の議論がかわされてから約3か月後の1848年8月のことである。重臣の阮登楷Nguyễn Đăng Giai (?-1854)、尊室弼Tôn Thất Tất (生没年不詳)、阮文振Nguyễn Văn Chấn (生没年不詳)らが嗣徳帝に対して全13項目からなる政策を上奏したが、そのうちの一つが以下のキリスト教禁令であった⁸。

キリスト教の禁止を請願する。西洋人の司祭がこの国に潜入しているが、軍人・民間人ともにこれを捕獲し官吏に引き渡した者には300両の賞銀を与える。捕えた西洋人司祭に対しては所在の官吏が渡來の理由を質し、詳細をすぐに上官へ報告させること。その後に川や海に放り込むこととする。我が国の司祭や信者は現地当局に綿密な取り調べを行わせたうえ刑罰を下す。キリスト教の信仰を悔やんで棄教し、十字架を跨いだならばその場で釈放する。十字架を跨ぐことを拒んだ者については司祭だけでなく信者もまた入れ墨を施したうえで原籍へ戻す。その後、罪を悔い改めた者には現地役人の許可を経て入れ墨を除去する。現在監禁中のキリスト教徒に対しても司祭と信者を分けたうえで同様の処分とする。

これは嗣徳帝が即位後に発した最初のキリスト教禁令とみなされる。南トンキン代牧区の宣教師マッソンGuillaume Masson (1801-1853)によると、嗣徳帝は同年2月にパリで起こった出来事(二月革命)を知ったうえで、この禁教令を出したのだという⁹。フランス本国の政情が不安定であることを好機ととらえて、西洋人宣教師に対して厳しい内容を持つ禁教令を下したのであろう。

しかし、その内容に関しては従来の禁教令とは大きく異なるものだとマッソンは指摘する。「目をくりぬいたり、魔術を用いたり」といった西洋人宣教師に対する通り一遍の誹謗中傷はなりを潜めた¹⁰。宣教師の逮捕には銀300両の懸賞金が設けられ、処刑後の遺体が海か川へ投棄されるというのは、それが殉教者の聖遺物となり、信者による信仰の対象とな

⁷ AME 709 p.20.2.

⁸ 大南寔錄5736頁。原文は以下。嗣徳元年六月条。「一爺蘇條禁請嗣凡西洋道長潛來本國聽軍民人等有能拏獲解官者賞銀三百兩其所獲之西洋道長由所在官問來由即行其具事奏聞將該犯的身投棄江海至如本國人之道長道徒請由問刑諸衙門再三開示儻知悔敗出教跨過十字架者即行放釋何係不肯跨過十字者其道長亦請正法餘道徒姑聽刺字放回民籍嗣能悔改亦聽經官起除刺字再現在監禁之爺蘇各犯請亦分別道長道徒炤此辦理」

⁹ AME 709 p.21.

¹⁰ *Ibid.*

ることを避けるためである。死罪は西洋人宣教師のみに限定され、ベトナム人の司祭や一般信者にはむしろ寛大といえる措置であった。マッソンはこれを「信仰の自由を認めた勅令であるか、少なくともその実現途上にある勅令である¹¹」と好意的に評価している。

この禁教令のなかでベトナム人の信者に対する罰則が緩和されている点に関して、同じくマッソンが3年後の1851年、自身の書簡のなかで「阮登楷の請願が反映された結果である」ことを明らかにしている¹²。すなわち、阮登楷は前掲の禁教令の起草者としてあえて名を連ねることで、内容が過激なものとならないように歯止めをかけたようである¹³。尊室弼も阮登楷と親しく同じ政治派閥にいた¹⁴。

もっとも在地における禁教令の実効性については疑わしいものであった。1850年から1851年にかけてはコレラがベトナム全土で猛威をふるったため、当局のキリスト教への取り締まりはそもそも弛緩していた¹⁵。他方、地方官の多くは「キリスト教徒の逮捕を身代金の収奪手段として利用した」か、あるいは任地での平穏を極力保つべく「部下の下級官吏に見て見ぬふりをさせた」かのいずれかであった¹⁶。禁教令の執行現場にいた地方官の態度は明命帝や紹治帝の時代と何ら変わることがなく、ゲアン地方では特にその傾向が強かつたようである。以下は1848年12月16日のゴティエ司教の報告である¹⁷。

ゲアンにおいては（潜伏場所を見つけるのが難しい最南部のボーチン Bô Chinh 地域を除く）、官人たちに対する不満はあまりない。彼らは勅令を公布するだけで満足し、いかなる嫌がらせもしてこない。我々のコミュニティはいつもの通りである。この地方の4人の高等文官のうち3人がキリスト教徒であるとも聞いている。しかし、禁令が出されてからは異教徒たちがキリスト教徒に対して傲慢となり、金銭を搾り取るための難癖をつけ始めている。

阮朝に先立つ後期黎朝（1532-1789）や西山朝（1778-1802）の時代から阮朝の明命期に至るまで、キリスト教の信仰と布教とが中央政府によって禁じられていたにもかかわらず、ゲアン地方では多数のキリスト教コミュニティが地方官の保護を受け続けていたことは、

¹¹ Ibid.

¹² AME 709 p.52.2.

¹³ マッソンもその可能性を指摘し、それにしてもキリスト教にとって最良の官人であると述べている（AME 709 p.54）。

¹⁴ 坪井前掲書、p.122.

¹⁵ Etienne Vo Duc Hanh, *La Place du Catholicisme dans les Relations entre la France et le Viet-Nam de 1851 à 1870*. Tome I., E.J.Brill, Leiden, 1969, p.297. ヴォー・ドゥック・ハインによると、ベトナムの当時の総人口のうち10分の1、すなわち200万人程度がコレラ罹患により死亡したという。

¹⁶ AME 709 p.21.

¹⁷ AME 709 p.22.

アラン・フォレスト Alain Forest と筆者によるこれまでの研究で示される通りである¹⁸。この「伝統」は嗣徳帝治世の初期においても依然として続いていた。ゴティエ司教のこの証言が示すように当地を治める地方高官の 4 人のうち 3 人がキリスト教徒であったとすれば、更なる手厚い保護がゲアンのキリスト教とキリスト教勢力に対して施されていたことは想像に難くない¹⁹。

第 2 節 阮登楷について

1851 年 1 月 21 日、これまで柔軟な姿勢をみせていたキリスト教に対する嗣徳帝の方針に変更を迫る事件が起こった。嗣徳帝の異母兄で先帝の長子である洪保^{ホンバオ} Hồng Bảo 皇子（1825-1854）がヨーロッパからの救援を求めるべく国外脱出を試みたのである。同皇子は父帝崩御の折、宮廷内高官の張 登桂^{ちとうとうけい} Trương Đăng Quế（1793-1865）を筆頭とする第 2 皇子（後の嗣徳帝）擁立派の廷臣たちの策謀のために皇位を逃した経緯があり、嗣徳帝即位後も自らの復位を目指してあらゆる手段を講じていた。しかし、この脱出劇は事前に察知されるところとなり、妻子とともに幽閉されることとなった²⁰。

また事件の背後にはキリスト教徒が絡んでいることが発覚した。嗣徳帝と側近においてキリスト教勢力は反体制派としての認識が上書きされることとなったのである²¹。宣教師マッソンからパリの外国宣教会本部に宛てられた書簡にも以下の意見が付されている²²。

（前略）本日の知らせはこれまでとはかなり異なるものとなる。明命が死んでからはお伝えしたことは良いことばかりであったし、嗣徳についてはまるで善意に満ち溢れた皇子であるかのように報告してきた。この点で前言を引っ込めるつもりはない。彼は民衆に対しては確かによくやっている。しかし、状況はにわかに変わったようである。皇位を奪われたことをいつも苦々しく思っていた彼の兄があらゆる方法でキリスト教徒を自分の味方につけようとしていた（うまくいったためしはなかったが）。そう

¹⁸ Alain Forest, *Les missionnaires français au Tonkin et au Siam XVIIe-XVIIIe siècles*, Livre I, II, III, L'Harmattan, Paris. 1998. 牧野元紀「西山政権下におけるパリ外国宣教会西トンキン代牧区: 1788~1802」学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』8号、2006年、p.69-101、Motonori Makino, Local Administrators and the Nguyen Dynasty's Suppression of Christianity during the Reign of Minh Mang 1820-1841. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 71. Toyo Bunko, Tokyo. 2013. pp.109-139.

¹⁹ 1850 年の年末、ゴティエ司教は年間を通じて少なくとも 4 度の密告で所在を暴露されたものの、一人の官人もその告発を受けつけようとしたという (AME 709 p.40)。ゴティエ司教は別の書簡においても、「1850 年の一年間を通じて少なくとも 5~6 度は密告されたものの、300 両の懸賞金は同地の官人たちの動機づけにはならなかつた」と報告している (AME 709 p.43)。

²⁰ AME 709 pp.47-47.1.

²¹ 詳細については、坪井前掲書 pp.115-132.

²² AME 709 p.50.

こうするうちに、彼は密かに逃亡したのだが逮捕されてしまい、今は監視下にある。嗣徳はキリスト教徒が彼と共に謀したと疑っており、そこから我々に対する敵意が生じている（後略）

この洪保事件を受けた結果であろう。同年 3 月には西トンキン代牧区 le Vicariat Apostolique du Tonkin Occidental 管轄のソンタイ Sơn Tây 地方で宣教師シュフレ Augustin Schoeffler (1822-1851) が逮捕され、間もなくの 5 月 1 日には処刑されるなど²³、キリスト教勢力に対する緊迫した状況がベトナム北部の全域を覆い始めた。多額の懸賞金を目当てとする非キリスト教徒や偽信者が西洋人宣教師を捕縛する恐れも高まつた。実際、シュフレを捕縛したのは官人ではなく、村落のまとめ役である里長であった。一旦捕縛され突き出された以上、官人のほうでも否応なしに対処せざるを得ない²⁴。

しかし、この期に及んでもゲアン地方では特段の変化がみられなかつた。それは総督として同地を治める阮登楷の統制が利いていたためである²⁵。マッソンは「総督がキリスト教徒に対して非常に寛容である。平和と秩序のみを望み、租税・賦役の半分を免除してくれた。贈物も果物以外は一切受け取らない善良な人物である」と報告し、その寛容な態度の思想的背景に熱心な仏教徒として殺生を嫌っていた点を指摘している²⁶。

阮登楷が敬虔な仏教徒であり、阮朝の明命・紹治・嗣徳の三代にわたつて主に北部ベトナムにおける任地において仏教勢力を庇護したことについては近年、宮嶋純子「阮朝初期におけるベトナム北部の仏教教団—福田和尚安禪の仏書刊行と教化活動²⁷」によってその詳細が明らかになった。同論文によると、『大南寔録』に阮登楷の仏教信仰に関する具体的記述はなされないが、ときに彼の仏教への傾倒や寺院建築への浪費を行き過ぎた行為ととらえる朝廷内の見方は示されているそうである。また、当時の北部ベトナムの仏教界を代表する高僧福田安禪の評すところでは、「宰相の身をもつてこの世に現れたが、行いは沙門そのもの」である。「賊を武力で威圧することはせず、徳をもつて接し、悪い行いを断つて正しい行いにしたがい、生命を殺さず福徳を修めることを人々に勧めたため、噂を聞いた者たちが三百人余りも自首してきた」との証言が残っている。これはマッソンの上述の見解を裏付けるものだといえよう。

1851 年 10 月、阮登楷は中越国境地帯に跋扈する匪賊を討伐するよう嗣徳帝に命じられ、ケーチョ Ké Chợ すなわち、現在のハノイへと転属になった。ゲアンでは彼の残された部下

²³ 大南寔録では、「獲西道長奥思定(在山西省枚亭社)誅之賞管奇黎歸紀錄二次(偵探得力)捕丁黃德定銀三百兩(嗣捕獲西道長賞例準此)」とある(『大南寔録』5815 頁)。

²⁴ AME 709 pp.50.1-50.2.

²⁵ op.cit.

²⁶ AME 709 pp.44-44.2. 1850 年にゴティエから眼鏡を受け取ったとの報告がある(AME 709 p.53)。

²⁷ 西本昌弘編『都市と宗教の東アジア史』(アジア遊学 280、勉誠社、2023 年) 所収、pp.215-231.

の官人たちがキリスト教徒を平穏に放っておくことで口裏合わせをしていたとされ、阮登楷の遠隔介入によって禁教令の公布は妨げられていた。その風聞を耳にしたゴティエ司教は阮登楷への贈答用のワインを注文している²⁸。阮登楷はハノイへ出発する前日にも信者 600 人からなる信仰共同体（クレティアンテ *chrétienté*）をゲアンで新たに建てたほか²⁹、ゴティエ司教が 1,200 人の信者からなる二つのクレティアンテを同年新たに建設する際にも部下の地元官人の同意を取りつけた³⁰。

1852 年 3 月、宣教師ボナール Jean-Louis Bonnard (1824-1852) がハイズオン *Hải Dương* 省のボイスエン Boi-Xuyen 村落で捕縛され、ナムディン *Nam Định* に連行された後の 5 月 1 日に斬首刑となった。この事件についても前年に捕縛処刑されたシュフレのときと同様、ゲアンにおいてはキリスト教徒も非キリスト教徒も詳細を知らされることなく、ほとんど影響はなかったとみられる。ただし、一旦捕縛され官人のもとに引き渡されるようなことになれば、法に則っての処罰は免れない。ゲアンの官人たちは宣教師達の所在を知っているが、無視を決め込んでいるため、信仰活動は継続できていた³¹。

他方、ハノイやナムディンを中心とした西トンキン代牧区もボナールの殉教事案が生じたものの、以後しばらくは宗教的自由を謳歌したようである。1852 年 10 月から 11 月にかけての間、代牧司教を務めるルトール Pierre Retord (1803-1858) の下、ルグラン・ド・ラ・リレイエ Théophile Le Grand de la Liraye (1819-1873) とティト Jean Titaud (1815-1860) の若手宣教師、ベトナム人の司祭とカテキスタらはロザリオの聖母の記念日や万聖節のミサを盛大に執り行うことができた。これには非キリスト教徒の参加さえもみられたという³²。実現に協力したのが阮登階である。以下は 1853 年 4 月 7 日付のルトール司教の証言である。

彼（阮登階）は私に会いたがっていたが、面会が他の官人や王に疑いをかけられることを恐れ、信用のおける男を一人派遣し、我々への敬意と自ら面会できないことの遺憾の意を表した。王が大変な信頼を置いているこの官人は大の仏教徒だが、キリスト教徒を憎んでいないし、彼らを苦しめる迫害を容認しなかった。キリスト教信仰からもそう離れていないし、キリスト教を褒めたたえたとも伝え聞かれる。自らもキリスト教徒になる可能性を示唆したが、複数の妻を持つてない点が唯一それを難しくしていると述べた。この年、阮登階は生まれて間もない娘を我々の現地人司祭であるカム Cảm に預け、洗礼を受けさせた。この子は間もなく亡くなつたが（9 日前に生まれ、3 日後に死去）、葬儀はキリスト教式で執り行われ、信者と多くの非信者、この高官の家の者が臨席し盛大な

²⁸ AME 709 p.62.

²⁹ AME 709 p.53.

³⁰ AME 709 pp.61-61.1.

³¹ AME 709 pp.66-66.1.

³² AME 703 pp.599-600.

ものとなった。阮登階の下、ハノイとその周辺では一切の迫害は起こらず、かつてないほどの自由を享受した³³。

阮登階は熱心な仏教徒である一方、一夫一妻制をはじめキリスト教への理解も浅からぬものであったことがうかがえる。娘の一人を受洗させ、その葬儀をキリスト教式で執り行わせたということからも、キリスト教に対する彼の柔軟かつ寛容な姿勢をみてとることができる。この娘の預け先で代理父を兼ねたベトナム人神父のカムとはとりわけ深い親交があったようである。

1853年の復活祭の前のこと、西トンキン代牧区所属のティエム Thiem 神父がとある村役人に捕縛されてしまい、身代金を要求される羽目となった。この要求はティエムの意思により拒まれ、彼は県の小役人に引き渡されることになった。この情報を聞きつけたカム神父はハノイで阮登階と面会し介入を依頼した。阮登階はティエム神父の釈放のために配下の兵を現地へ派遣し、神父は無事に釈放されることになった。ティエムを捕縛した村役人は自らが逆に捕縛されることを恐れて逃亡したとされる。この知らせを聞いたハノイのキリスト教徒は大満足であったという³⁴。

翌 1854 年の復活祭もルトール司教の要請を通じて、阮登階によるハノイを中心とした北部ベトナムにおけるキリスト教勢力への保護は続いた³⁵。しかし、阮登階自身はこの年（キリスト教勢力からみると惜しくも）病没してしまう。

むすびにかえて

阮登階が世を去る前の 1854 年 2 月、洪保皇子が幽閉中に自ら命を絶った。シャムへの逃亡計画がまたしても事前に露見したためであった。この事件では、阮登階とともに皇子を長年支えていた高官の尊室弼もその責を問われ皇籍をはく奪のうえ降格処分となった³⁶。

同年 4 月、南トンキン代牧区のゴティエ司教は従来に比べて大変厳しい内容をもつ禁教令が出されたとの風聞を耳にしており、嗣徳帝の宮廷内において官人 2 名（キリスト教徒官人とキリスト教徒の大の友人）が罷免されたとの知らせを受けている³⁷。大の友人とは阮登階あるいは尊室弼のことだろうか。

張登桂の一派による洪保派に対する一連の肅清はこの年をもって一応の「成功」をみたが、嗣徳帝政府のその後の政権運営を俯瞰するならば、これを機に内政・外交ともに政策の選択肢が著しく狭められることになったことは確かである。

³³ Ibid.

³⁴ AME 703 p.619. 1853 年 4 月 7 日付のルトール書簡によると阮登階は持病の咳を治療するため、ヨーロッパの薬を求めていたとされ宣教師側からは黒砂糖や薬草が送られた。

³⁵ AME 703 pp. 691-692.

³⁶ 『大南寔録』5893 頁。安豐公洪保謀逆尋自縊于廬所子女竝預謀故員尊室弼同削尊籍革員陶致富凌遲處死各籍擎親產先是洪保以不得立心懷異謀圖潛通西洋事覺

³⁷ AME 709 pp.85-85.2.

嗣徳帝治世の最初期、阮朝の中央政府内には阮登楷を筆頭とするキリスト教に融和的な高官が存在し、その影響力を発揮することができていた。彼らは自らとは異なる属性を持つ外国人の宣教師あるいはベトナム人の聖職者・信者一般に対して柔軟で寛容な姿勢を終始示しており、対話を通じた理解に努めた。他方、地方の現場レベルでも大小の地方官が禁教令を厳密に執行することではなく、キリスト教徒と非キリスト教徒との間での無用の摩擦を回避する試みがしばしばみられた。

近世日本におけるキリスト教をはじめとする潜伏宗教の活動にみられる社会秩序の維持を論じた大橋幸泰の提示する「諸属性の重層的共存³⁸」は、19世紀半ばまでの阮朝ベトナムの村落社会においても等しくあてはまる。

しかしながら、この長らく続いた「均衡」は嗣徳帝治世の後半に脆くも崩れ去った。1860年代から1870年代にかけて、いわゆる「文紳の乱」と呼ばれる広範な反フランスの民衆暴動がベトナム北部を中心に各所で展開し火の手を上げたが、そこで主な標的とされたのがキリスト教徒の集住する村落であった。現地で彼らキリスト教徒を庇う官人の姿はほぼ既になく、キリスト教徒と非キリスト教徒との間の対話のチャンネルはもはや閉ざされてしまっていたのである。このことについての詳細は後に別稿で論じることにする。

³⁸ 大橋幸泰『近世日本邪正論—江戸時代の秩序維持とキリストン・隠れ／隠し念佛』勉誠社、2024年。